

# 平成 26 年度 全国児童養護施設協議会 事業計画

平成 25 年 6 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。しかし、少子化社会の中で増え続ける児童虐待等が象徴するように、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる状況は、依然として厳しい環境にあり、子どもの健全な成長が阻害され、危機的状況にさらされている。これらを受け、社会的養護を必要とする児童も増加傾向にあり、その対応や支援は不十分な状況である。

平成 25 年 8 月に閣議決定された「社会保障改革に関する骨子」においては、社会的養護施設における養育環境等の整備に必要な措置を講ずることとされた。私たちは社会的養護に携わる者として、養護実践の向上とそれを実現するための制度的充実について強く訴えるとともに、本年、我が国が「児童の権利に関する条約」を批准して 20 年の節目となることも踏まえ、私たち全養協は、我が国の未来を担う子どもたちの権利を守り、その豊かな育ちを実現するために、以下の事業を展開する。

一方、社会福祉法人については、規制改革会議や社会福祉法人の在り方等に関する検討会において、そのあり方に関する議論が進んでおり、今後、法人運営・施設運営の透明性の確保、地域に向けた公益的な取組みの強化がより一層求められる。

本会では、関係団体との連携を更に強化するとともに、各事業の実施にあたっては、児童養護施設における地域社会への貢献を積極的に進めるという観点を踏まえ、各施設の取組みを広く社会に周知するよう情報発信を行う。

## 重点事項

### 1. 子ども一人ひとりの育ちを保障するために、施設の小規模化と地域分散化を推進するとともに、「社会的養護の課題と将来像」の実現を目指す。

子どもの個別的養育を推進し、生きていくことの自信を得て、社会的自立を目指した豊かな育ちを実現するために、「施設の小規模化と家庭的養護の推進」に取り組んでいく。子ども・子育て支援法に示されている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」等に、児童養護の現場からの意見が反映されるよう取り組む。また、全養協に設置した「小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会」等において、そのために必要な政策提言活動等を行う。

### 2. 施設の小規模化等を進めるための絶対条件である職員配置基準の改定等を強く要望する。

施設の小規模化と家庭的養護の推進を図るためには、現在の職員配置の大幅な改善が必要不可欠であり、全養協は、社会的養護を必要とする子どもたちの基本的人権と最善の利益を保障するために、国に対し職員配置基準の大幅な改善等を強く求め、平成 27 年度の実現を目指し、組織をあげて取り組む。

そのために児童養護施設の実態を更に社会へアピールすると共に、全養協に設置した「制度改革実現のためのソーシャルアクション特別委員会」において具体的な動き

を示し、全都道府県、ブロック一丸となって取り組む。

子ども・子育て支援新制度における社会的養護の充実に関し、「量的拡充」と「質的改善」についての予算措置が十分なされるよう取り組みを強化する。

### **3. 養育の質を高め、より専門的な支援を保障するための職員の人材確保・育成を図る。**

児童養護施設における職員の確保と定着は、子どもの養育の質を保障するために最も重要な課題であり、直接子どもを支援する職員がわずかな期間で離職している状況では、子どもの養育の保障はできない。職員の人員配置の引上げとともに、職員の経験と専門性の向上は絶対的な要件であり、労働基準法を順守し、職員が長く働ける条件整備や、研修を始め多様な人材育成策の充実を図る。

### **4. 地域が必要とする子育て支援に積極的に関わる。**

児童養護施設の児童の約6割が、被虐待を理由に入所している。各地域において児童虐待防止対策が実施されているが、その取り組みや支援は未だ不十分な実態にある。児童虐待防止の観点に立ち、「要保護児童対策地域協議会」への積極的参画に努めるとともに、将来的に標準装備とも言われている児童家庭支援センターの設置促進を図り、市町村と連携して、地域社会での子育て支援や児童福祉の推進拠点としての役割を果たす。

### **5. 被措置児童等虐待根絶のための取り組みをさらに強化する。**

平成25年5月、全養協では被措置児童等虐待の実態を踏まえ、「緊急アピール」を発出したが、残念ながら今日でもその事例が絶えない状況にあることは誠に遺憾であり、社会的養護を担う私たちは、全力を挙げてその根絶に取り組む。全養協に設置した「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」において、「緊急アピール」、「倫理綱領」、「児童養護施設における人権擁護のチェックリスト」等をあらためて確認するとともに、新たな取り組みを提案し、施設・県・ブロックそれぞれにおいて、子どもの権利侵害防止の取り組みを強化する。

### **6. 継続的な支援を行い、子どもたちの自立支援の強化を図る。**

様々な困難から、子どもたちの自立へ向けた施策が講じられてきたが、就労や大学等進学の問題は山積している。インケアからリービングケア、そしてアフターケアに至る継続的な支援を強化するとともに、状況に応じて措置継続や再措置等を積極的に活用しながら、子どもにとっての最善の利益に努める。また、大学等進学のための経費や、住居確保に関わる支援等の充実を図る。

### **7. 大規模災害等への対応策や支援体制等の構築**

3.11 東日本大震災・大津波・福島原発事故からの復興支援、今後の南海地震等への対応を検討するため、全養協に設置した「大規模災害対応特別検討委員会」において、東北ブロックを中心とした全国レベルでの活動を強化する。

**1. 社会的養護をめぐる制度課題への対応**

- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会などにおける意見表明
- 平成24年11月30日付雇・児局長通知における小規模化、家庭的養護の推進への対応
  - ・小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会における検討の実施と提言
  - ・制度改革実現のためのソーシャルアクション特別委員会による対応
- 第三者評価・自己評価の推進（情報提供等による施設支援）

**2. 親権制度の見直しをめぐる諸課題への対応**

- 「監護措置と親権者等との関係ガイドライン」運用に係る課題整理と対応

**3. 入所児童の権利擁護の推進（総務部共管）**

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の促進
- 被措置児童等虐待防止に向けた取組み、権利侵害事案への対応

**4. 平成27年度国家予算確保への運動展開**

- 国家予算要望の実施
- 人員配置基準等の改善に向けた予算・制度対策活動の実施

**5. 児童福祉の諸制度や課題への対応における連携・協働の推進**

- 全社協・児童福祉関係種別協議会における連携・協働の取組み
- 里親、施設等社会的養護関係種別における連携・協働の取組み
- 児童虐待防止等のための必要に応じたソーシャルアクションの実施、他種別との連携・協働の検討

**6. 社会的養護への理解と支援を得るための立法府等へ向けた活動**

- 国会議員等への要請、働きかけの実施
- 「児童の養護と未来を考える議員連盟」等への協力

**7. 予算・制度対策活動に係る必要な調査研究の実施**

- 各施設における「家庭的養護推進計画」、各自治体の「都道府県推進計画」などの動向把握
- 18歳児童の措置延長の実態とあるべき制度の検討

## 総務部

### 1. 組織活動の円滑な推進

- 総会、常任協議員会、(拡大) 正副会長会議、ブロック長会議等各種会議の開催
- ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施
- 内規・要綱・要領等の策定や適宜見直し等
- 会員施設基礎調査の実施 (調査研究部共管)

### 2. 入所児童の権利擁護の推進 (制度政策部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」普及の推進
- 被措置児童等虐待根絶のための特別委員会における検討と提言
- 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の内容検討と実施
- 被措置児童等虐待防止に向けた取組み、権利侵害事案への対応

### 3. 施設を退所する子どもの自立支援事業の推進

- 身元保証人確保対策事業制度の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の実施
- JX-ENEOS 奨学助成制度等、各種奨学助成制度等への協力

### 4. 大規模災害等への対応と支援体制の構築検討 (東日本大震災からの復興支援)

- 大規模災害対応検討特別委員会における検討
  - ・災害時・緊急時の対応指針、リスクマネジメントのあり方等の検討

### 5. 第 68 回全国児童養護施設長研究協議会の開催

[日程] 平成 26 年 10 月 28 日 (火) ～30 日 (木)

[会場] 京都市 (ANA クラウンプラザホテル京都)

[定員] 600 名

永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞 (松島賞) の実施

### 6. 各ブロック大会との連携、協力

- 全国 8 ブロックの大会・研修会開催を支援し、ブロック組織活性化を促進
- |         |                     |          |
|---------|---------------------|----------|
| 北海道ブロック | (調整中)               |          |
| 東北ブロック  | 平成 26 年 6 月 19～20 日 | (岩手県花巻市) |
| 関東ブロック  | 平成 26 年 7 月 3～4 日   | (茨城県水戸市) |
| 中部ブロック  | 平成 26 年 6 月 4～6 日   | (三重県津市)  |
| 近畿ブロック  | 平成 26 年 6 月 10～11 日 | (大阪府大阪市) |
| 中国ブロック  | 平成 26 年 6 月 18～20 日 | (島根県松江市) |
| 四国ブロック  | 平成 26 年 6 月 26～27 日 | (愛媛県松山市) |
| 九州ブロック  | 平成 26 年 6 月 10～12 日 | (佐賀県佐賀市) |

## 7. 広報活動の推進

### ○情報提供活動の強化

- ① 全養協通信の発行（全施設対象：随時）
- ② 全養協ホームページの運営と内容充実（随時）
- ③ 協議員に向けた情報提供（必要に応じて随時）
- ④ 「平成 26 年度全養協便覧（全養協情報No.34）」の発行（全施設対象）

### ○季刊「児童養護」の内容充実と普及促進

## 8. 災害見舞金制度の運用

## 9. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

### 調査研究部

#### 1. 児童養護施設にかかわる調査の実施・分析

- 平成 26 年度会員施設基礎調査の実施とデータ分析（総務部共管）
- 施設の小規模化を進めるにあたり、直接処遇職員を中心とする現場職員が抱える課題等を明らかにするための実態調査の実施
- 研修部会に設置される児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会への参画

#### 2. 自立支援施策等の充実のための調査研究事業の企画および実施

- 「児童養護施設入所児童の進路に関する調査」の実施  
（平成 25・26 年 3 月 中学・高等学校等卒業児童の進路調査）

#### 3. その他、必要に応じた調査研究事業の実施

### 研 修 部

#### 1. 児童養護施設の研修体系構築に向けた取組み

#### 2. 「平成 26 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の開催

- [日 程] 平成 27 年 1 月 13 日（火）～15 日（木）
- [会 場] 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区）
- [定 員] 200 名



### 3. 第 68 回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会の開催

### 4. 研究奨励賞（松島賞）運営委員会の開催

### 5. 「平成 26 年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画および共催

西日本会場

[日 程] 平成 26 年 9 月 4 日（木）～5 日（金）

[会 場] 大阪ガーデンパレス

東日本会場

[日 程] 平成 26 年 12 月 4 日（木）～5 日（金）

[会 場] 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区）

### 6. 「平成 26 年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の共催

[日 程] 平成 27 年 2 月 12 日（木）～13 日（金）

[会 場] 東京都近郊（※調整中）

[定 員] 350 名

### 7. 国立武蔵野学院が実施する「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」への協力

## 季刊「児童養護」編集委員会

### 1. 季刊「児童養護」の編集・発行（第 45 巻／第 1 号～第 4 号）（総務部所管）

〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的に有意な実践を紹介し、社会的養護を拡充させるための一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践への具体化を進める。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする。
- ⑤児童福祉に関係する機関・団体、教育・研究機関、その他、関心を持つ人々へ社会的養護の実践、課題を広く知らせ理解を図る。

〈発行予定〉

第 45 巻第 1 号・平成 26 年 6 月

第 45 巻第 2 号・平成 26 年 9 月

第 45 巻第 3 号・平成 26 年 12 月

第 45 巻第 4 号・平成 27 年 3 月